

「三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領

三重県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「拠点」という。）が実施する事業に、有料職業紹介事業者が参画するための登録について以下に定める。

第1条 目的

本要領により登録された有料職業紹介事業者が、県内中小企業等と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、県内中小企業等がプロフェッショナル人材を採用することで、経営革新等を実現すると共に、県経済の成長力を高めることを目的とする。

第2条 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

(1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販路開拓や、個々のサービスの生産性向上など、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

(2) 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として、公益財団法人三重県産業支援センター内に設置した拠点をいう。

(3) 副業・兼業

本業とは別に、それとは異なる使用者に一時的または継続的に雇用されたり、自ら事業を営むこと。ただし、契約形態が業務委託に基づくものに限定する。

(4) 登録人材紹介事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。（ただし、契約形態が業務委託である副業・兼業人材を紹介する有料職業紹介事業者は、職業安定法第30条、第31条に規定する有料職業紹介事業許可証は必ずしも必要としない。）

第3条 登録の方法

事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、知事の登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの
- (3) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (4) 個人情報の管理に関するもの
- (5) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- (6) その他知事が必要と認める書類

ただし、(1)については、契約形態が業務委託である副業・兼業人材を紹介する有料職業紹介事業者は、有料職業紹介事業許可証は必ずしも必要としない。

第4条 登録の条件

第3条に掲げる書類を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 拠点と連携し、拠点が掘り起こした県内中小企業等の人材ニーズに対するプロフェッショナル人材の紹介、マッチング及びアフターフォローを誠実に実施すること。
- (2) 関係機関の連携強化を図るため、県が設置する三重県プロフェッショナル人材戦略協議会の運営に協力すること。
- (3) この要領に定める県への報告等のため、登録人材紹介事業者及び県内中小企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報を県へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること。
- (4) プロフェッショナル人材のマッチングが成立した場合は、内定者本人から「個人情報の開示許可」を取得したうえで、成立後速やかにマッチング成立案件報告書（様式第2号の1）により知事に報告すること。
- (5) プロフェッショナル人材に関する有料職業紹介の活動状況について、上半期の状況については当該年度の10月10日まで、下半期の状況については当該年度の3月31日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第2号の2）により知事に報告すること。

第5条 審査の実施

登録については、申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、審査結果を登

録申請者に通知するものとする。

第6条 登録の変更

登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、人材紹介事業者登録変更届（様式第3号）により速やかに知事へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

第7条 登録の抹消

登録人材紹介事業者において、本事業への登録の抹消を希望する場合には、人材紹介事業者登録抹消届（様式第4号）により知事へ届け出るものとする。

第8条 登録の取消

知事は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、第4条の条件に違反したとき
- (3) 虚偽の申請をしたとき
- (4) 法第32条の9に規定する許可の取り消し等があったとき
- (5) その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

第9条 指導監督

知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができるものとする。

第10条 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成28年3月4日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月20日から施行する。

附則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。